

令和4年4月より

不妊治療等助成制度の保険適用範囲が拡大します！！

市の不妊治療等制度について、「保険適用の治療」範囲拡大に伴い、「体外受精」、「顕微授精等」を含む自己負担分について助成します。

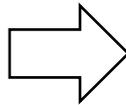
- ① 「体外受精」、「顕微授精等」を含む自己負担分について 上限6万円/年・人 助成します。
- ② 保険適用外の「先進医療」の自己負担分について 上限10万円/年・人 (①の助成も含む) 助成します。

市の助成対象

令和4年3月までは・・・

一般不妊治療

- ・ タイミング法
- ・ 人工授精 (保険適用外)



令和4年4月からは・・・

一般不妊治療

- ・ タイミング法
- ・ 人工授精 (保険適用)
- New!! ・ 体外受精 (保険適用)
- New!! ・ 顕微授精等 (保険適用)
- New!! ・ 先進医療 (保険適用外)

※文書が発生した場合は別途助成有り。

※不育症については従来通り (本市は医療費に3分の2を乗じた額を助成)。

府の助成対象

令和4年3月までは・・・

特定不妊治療

- ・ 体外受精 (保険適用外)
- ・ 顕微授精等 (保険適用外)



令和4年4月からは・・・

生殖補助医療

- ・ 体外受精 (保険適用)
- ・ 顕微授精等 (保険適用)

※上記2点は、39歳以下：7～10回の場合
40歳以上：4～10回の場合
それ以外は市の助成対象。

京田辺市役所 子育て支援課

〒610-0393 京田辺市田辺80番地 TEL: 0774-64-1377 (直通)